

平成25年(ワ)第46号 福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田 悦子 ほか821名

被告 国・東京電力株式会社

## 準備書面 ( 5 )

2014 (平成26) 年1月23日

福島地方裁判所いわき支部 (合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小	野	寺	利	孝
同	広	田	次		男
同	清	水			洋
同	米	倉			勉
同	笹	山	尚		人
同	渡	辺	淑		彦

外

原告らは、被告国の答弁書の「第2 本案前の答弁の理由」(1～4頁)について、以下のとおり反論する。

### 1 被告国の主張の要旨

被告国は、請求趣旨第3項(2)、第4項(2)、第5項(2)の各請求のうち、口頭弁論終結日以降の支払を求める部分は、将来の給付を求めるものであり、大

阪空港訴訟上告審大法廷判決及び第5次～7次横田基地訴訟（新横田基地公害訴訟）上告審判決に照らして権利保護の要件を欠くものであって、将来の給付を求める訴えにおける請求権としての適格性を有しないと主張する。

## 2 請求の趣旨の却下はありえないこと

(1) まず、新横田基地公害訴訟上告審判決は、裁判官によって判断が3対2と大きく二つに分かれたものであり、多数意見に与した藤田宙靖裁判官も「『請求権の成否、内容につき、債務者に有利な将来の変動事由があらかじめ明確に予測し得ること』という要件はあまりに厳格に過ぎるという指摘もまた当を得たものであるといえよう」と補助意見を述べたが、「原審が認定する程度の損害額の上積み（原審は、口頭弁論終結時から約1年間の将来請求を認めた。）の為にのみ、本件においてあえて判例変更の手続をとるということの合理性もまた、問題とならないわけではない」などと述べ、結局、大阪空港訴訟上告審判決の判例変更を認めなかったものであることを指摘しておく。

(2) 仮に、大阪空港訴訟上告審判決の判断基準を踏襲するとしても、空港・基地騒音訴訟と本件訴訟とは、その事案を全く異にするから、被告国の主張のように、単に抽象的な主張や用語の当てはめをするだけでは、本件訴訟において将来の給付を求める訴えの適格性を否定する理由としては不十分なものといわざるを得ない。

(3) なお、被告国の主張にもあるように、請求の趣旨第3項(2)、第4項(2)、第5項(2)における各請求は、訴え提起時には将来の損害賠償の請求であるが、裁判が進行することによって、口頭弁論終結時までの損害賠償請求については、判決時に過去の損害賠償請求となることに当事者間に争いが無いので、口頭弁論

がいつ終結するか定まっていない以上、請求の趣旨第3項(2)、第4項(2)、第5項(2)自体を本案前に却下することはありえない。

### 3 将来の給付を求める訴えとしても適法である

(1) 被告国は、「例え同一態様の行為が将来も継続されることが予測される場合であっても、それが現在と同様に不法行為を構成するか否か及び賠償すべき損害の範囲いかん等が、流動性を持つ今後の複雑な事実関係の展開とそれらに対する法的評価に左右されるなど、損害賠償請求権の成否及びその額をあらかじめ一義的に明確に認定することができず」と主張する。

(2) しかし、「同一態様の行為が将来も継続される」というが、空港・基地騒音訴訟では、これから飛行する航空機による騒音が侵害となるのに対し、本件訴訟では被告国や被告東京電力が、すでに発生した本件原発事故により振り撒かれた放射性物質を取り除かないことを問題としているのであって、その侵害の態様を全く異にする。将来の航空機の飛行は、将来の政治・経済情勢や国際関係によって影響を受けて変化することが考えられるが、原発事故で振り撒かれた放射性物質は、これらの情勢に直接的に影響を受けることなく、単に、半減期等によって放射能がどれだけ減少するかが問題となるだけである。

(3) また、「不法行為を構成するか否か」についても、既に発生した原発事故によって放射性物質が振り撒かれたことにつき、被告国や被告東京電力の責任が認められるならば、不法行為が成立するのであって、あとは「いわき市全域の空間線量率がいくらになるまで損害賠償をすべきであると判断するか」、「福島第一原発の各原子炉の廃炉措置がどの程度完了するまで損害賠償をすべきであると判断するか」によって、「賠償すべき損害の範囲」も決まるものである。これに対し

て、空港・基地騒音訴訟では、受忍限度の判断要素として「公共性」などの他の判断要素が入り込む余地がある。例えば、基地騒音に関する裁判では、いわゆる「戦時」と「平時」では基地の公共性が変化することも考えうるが、放射性物質に「公共性」を問題とする余地はない。

(4) さらに、原告らは、「いわき市内の空間線量率」や「福島第一原発の各原子炉の廃炉措置の段階」に応じた損害賠償を各別に求めているものではなく、受忍限度を越えて違法性の認められるべき原告らについて共通する損害の賠償を求めているのである。

要するに、「損害賠償請求権の成否及びその額」は、判決でもって「あらかじめ一義的に明確に」認定することができる。

(5) 被告国は、「複雑多様な因子によって左右される」という空港・基地騒音訴訟における判決の用語を、本件訴訟との事案の相異を十分に検討することもなく、ただ単純に当てはめて主張しているが、本件では、被告国や被告東京電力の責任でいわき市内に振り撒かれた放射性物質による空間線量率がどのように推移するか、福島第一原発の各原子炉の廃炉措置がどのように進行するかが問題となるにすぎず、将来における違法性判断が「複雑多様な因子によって左右される」ものではないことは明らかである（なお、放射能の半減期の効果は予測可能であるが、将来における自然現象への期待は、本訴における違法性判断の考慮要素とすべきものではないことは当然である。）。

(6) 最後に、被告国は「事情の変動を専ら債務者の立証すべき新たな権利成立阻却事由の発生として捉えてその負担を債務者に課するのは不当であると考えられるようなものについては、本来例外的にのみ認められる将来の給付を求める訴えにおける請求権としての適格を有するものとすることはできない」と主張する。

しかし、「新たな権利成立阻却事由」とは、いわき市内の空間線量率が判決の値を下回ること、福島第一原発の各原子炉の廃炉措置が完了することであるところ、前者については、本件原発事故について責任を負うべき被告国や被告東京電力が「空間線量率」の測定義務を負うべきことは当然のことであって、その測定に基づいて「請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止し得るという負担を」被告国や被告東京電力に課したとしても何ら不当とはいえない。また、後者についても、本件原発事故について責任を負うべき被告国や被告東京電力が福島第一原発の各原子炉の廃炉措置義務を負うべきことは当然であって、その完了に基づいて「請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止し得るという負担を」被告国や被告東京電力に課したとしても何ら不当とはいえない。

(7) 以上のとおり、将来の損害賠償請求の適法性を判断するうえで、本訴は空港・基地騒音訴訟とはその事案を大きく異にしており、本訴においては、「複雑多様な因子」を考慮する必要はなく、「損害賠償請求権の成否及びその額」をあらかじめ一義的に明確に認定することができる。また、権利成立阻却事由についても、本件原発事故に責任のある被告国や被告東京電力が、いわき市内の空間線量率測定および福島第一原発の各原子炉の廃炉措置完了について請求異議を出すべきであるとするは何ら過度の負担を強いるものではない。

#### 4 結論

よって、請求の趣旨第3項(2)、第4項(2)、第5項(2)について、本案の審理に入るべきことは勿論のこと、原告らの将来の給付の訴えは認められるべきである。

以上